

## 放課後児童クラブの実施状況①

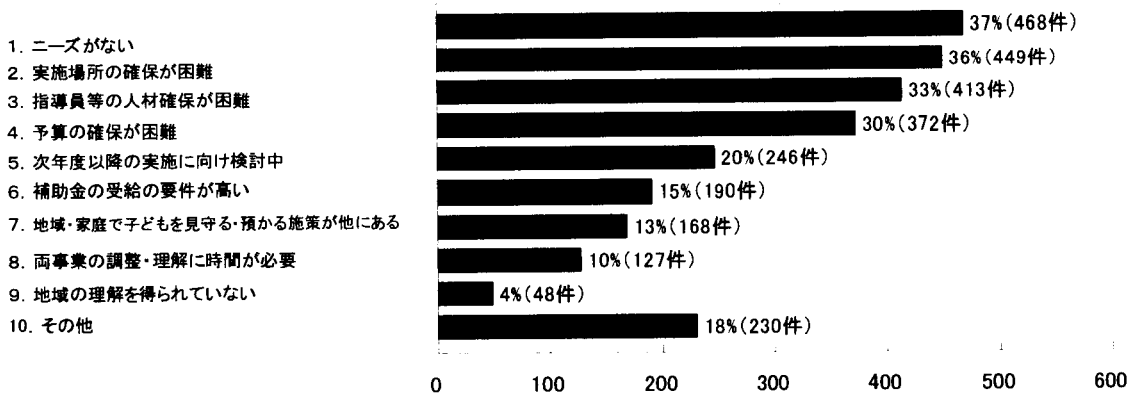
### (1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

### (2) 放課後児童クラブを実施していない理由

放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



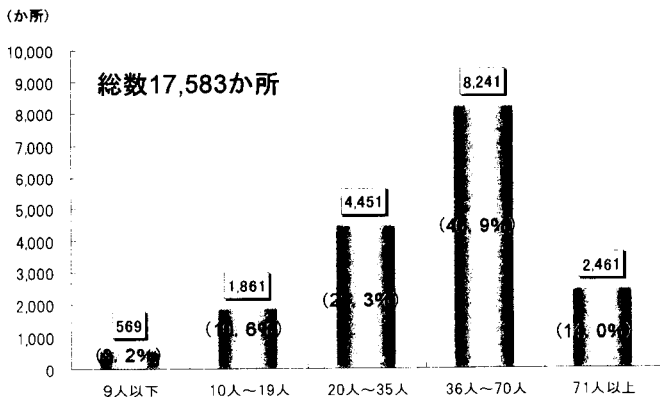
※放課後子どもプラン実施状況調査(平成20年6月23日文部科学省・厚生労働省。調査基準日平成19年12月1日)

21

## 放課後児童クラブの実施状況②

### 実施規模別クラブ数の状況

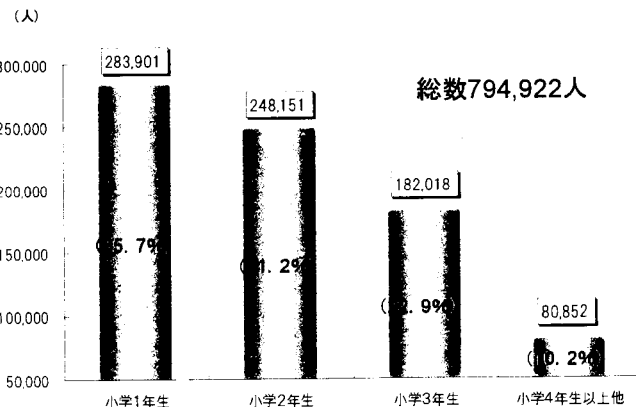
児童数36~70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注:( )内は総数に対する割合。

### 学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

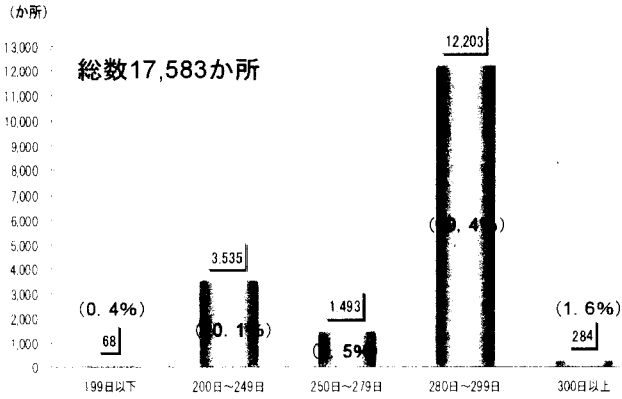


注:( )内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 年間開設日数別クラブ数

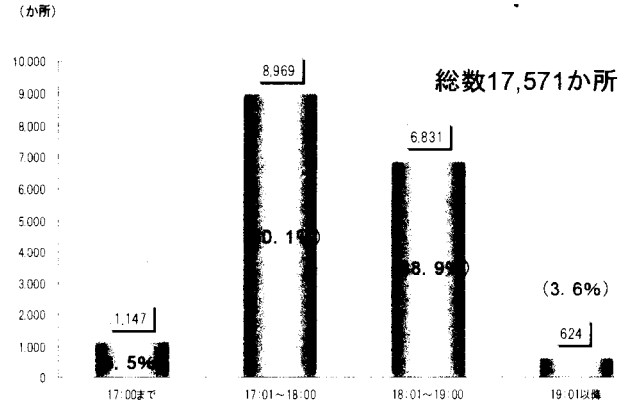
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：( )内は総数に対する割合。

### 平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



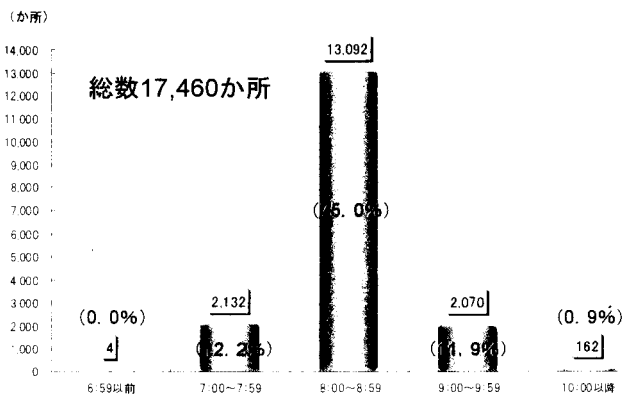
注1：( )内は総数に対する割合。

注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

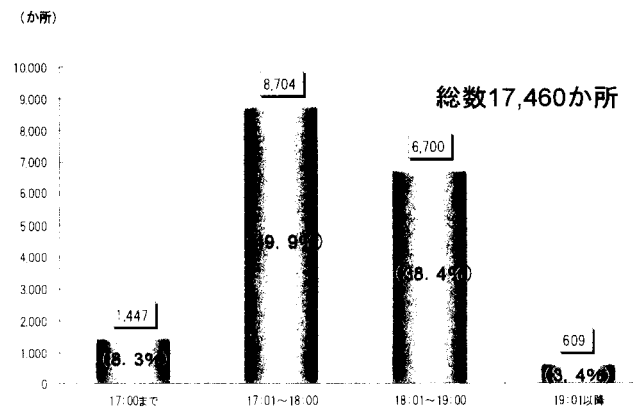


注1：( )内は総数に対する割合。

注2：総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

### 土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



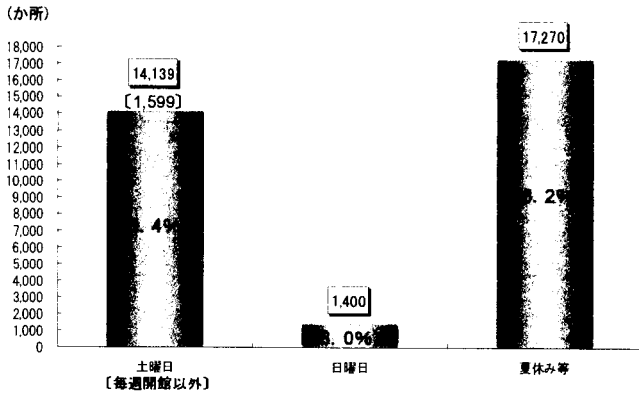
注1：( )内は総数に対する割合。

注2：総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 土曜日等の開館状況

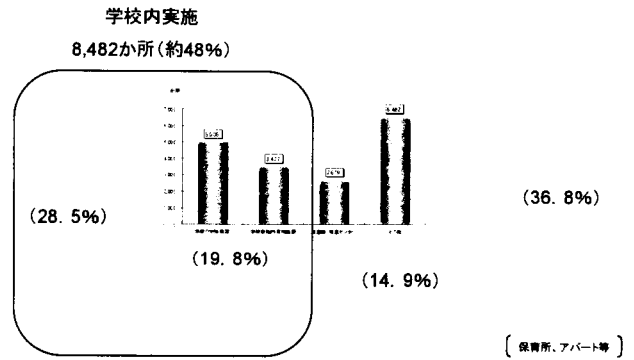
土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。



注1: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。  
注2: [ ]内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

### 実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

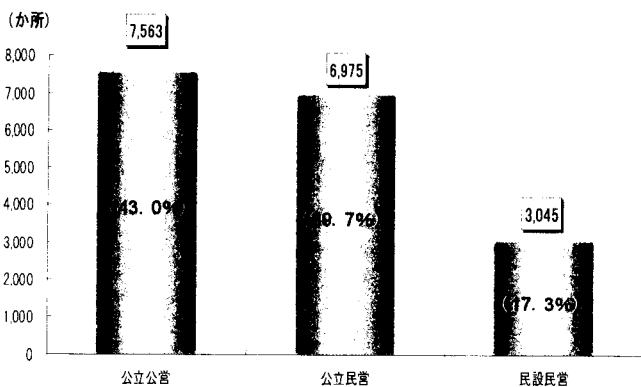


注: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 設置・運営主体別クラブ数の状況

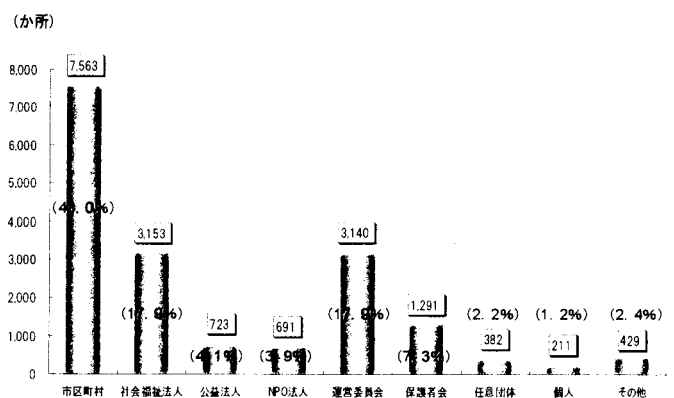
公立による実施が8割を超えている。



注: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

### 運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



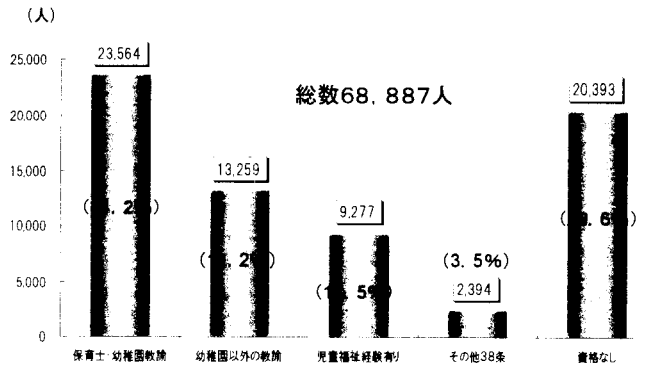
注1: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。

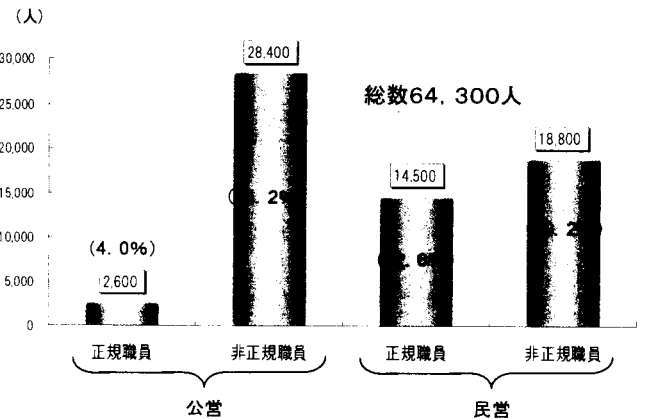


注1: ( )内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。  
 注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注: ( )内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

### 放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

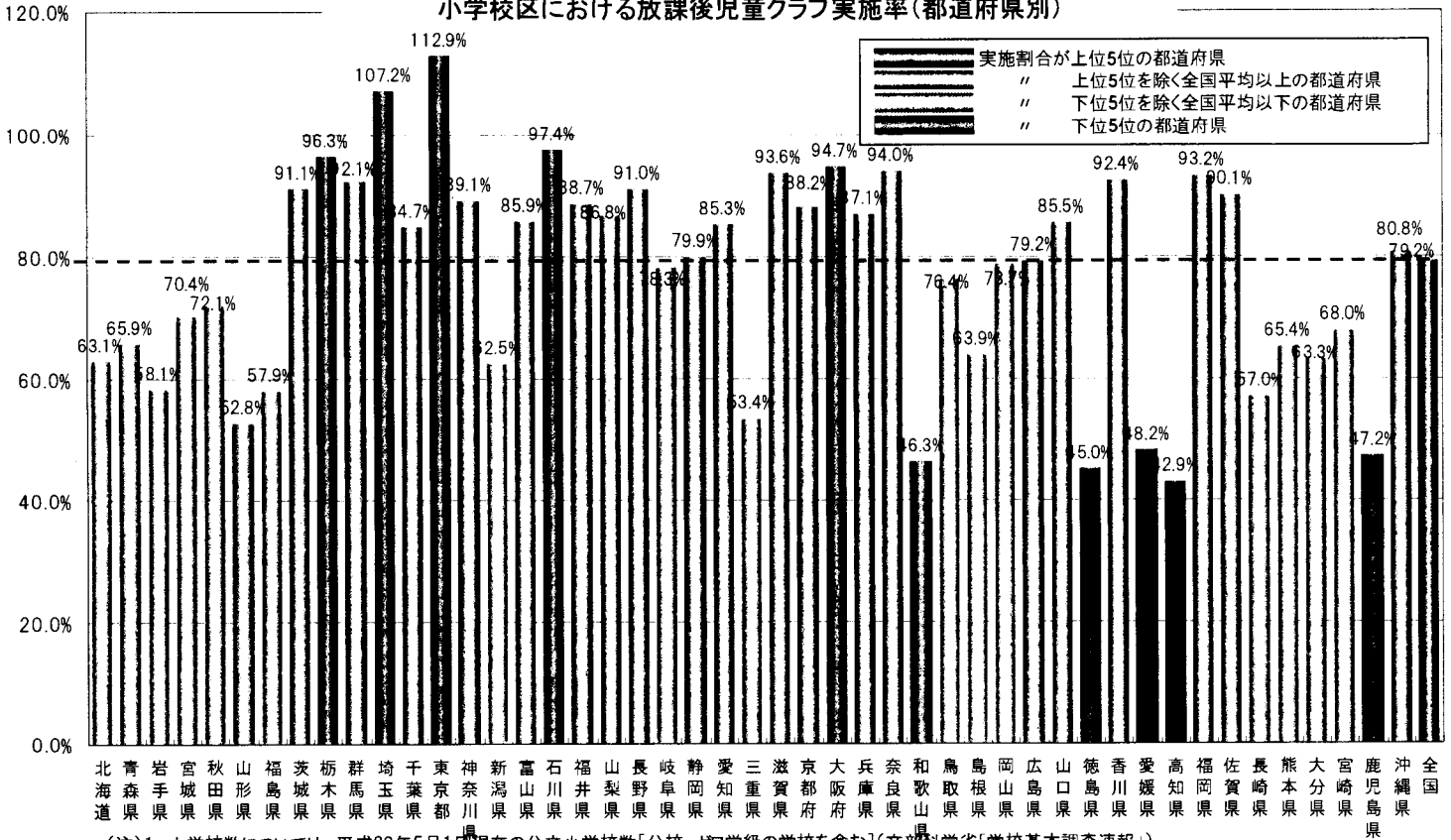
<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

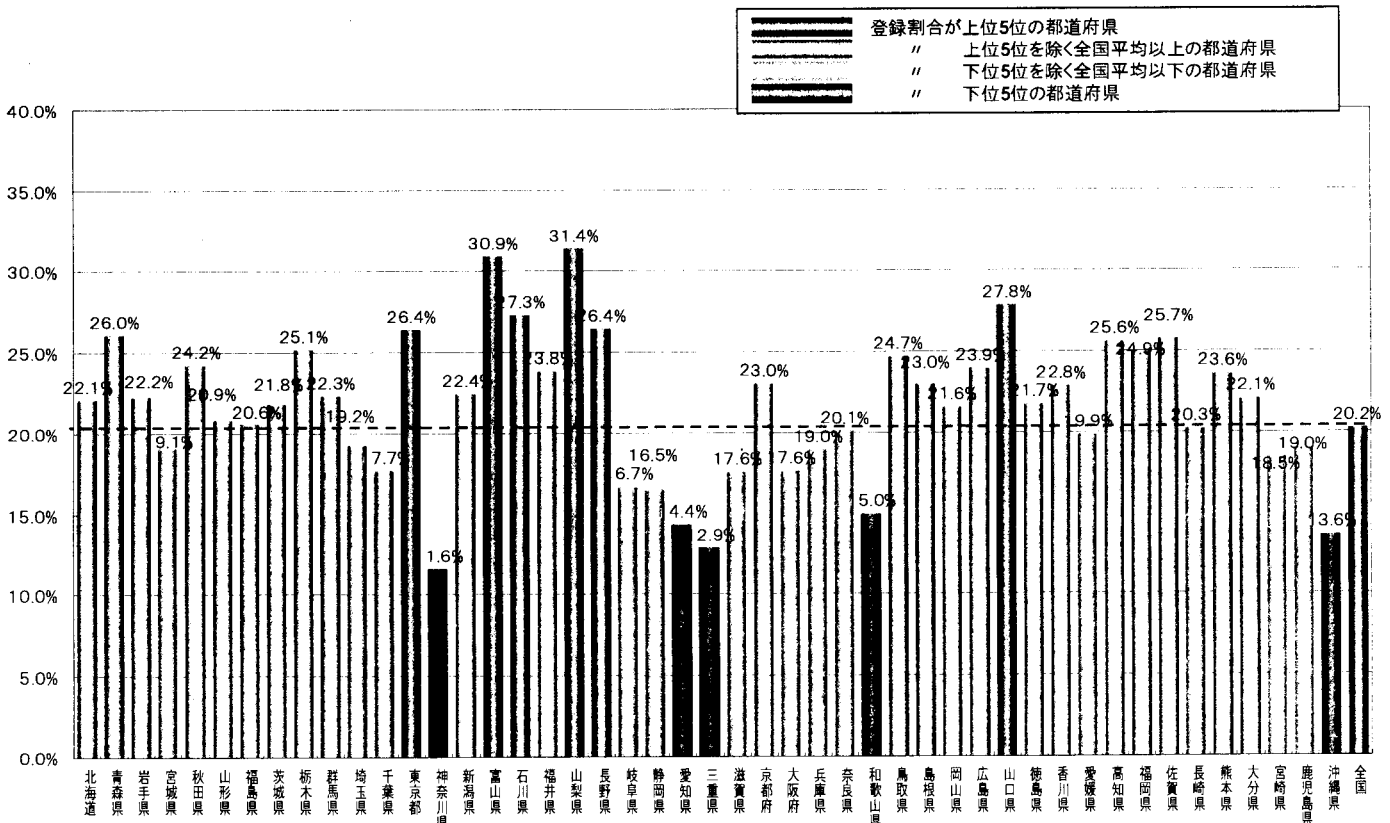
# 放課後児童クラブの実施状況④

## 小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)



(注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。  
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省「育成環境課調」)。  
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

## 小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)

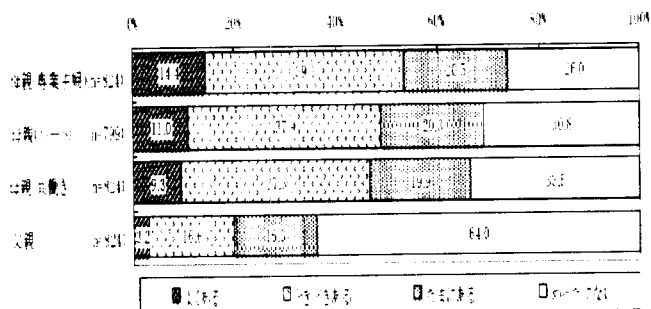


(注)1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。  
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省「育成環境課調」)。  
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

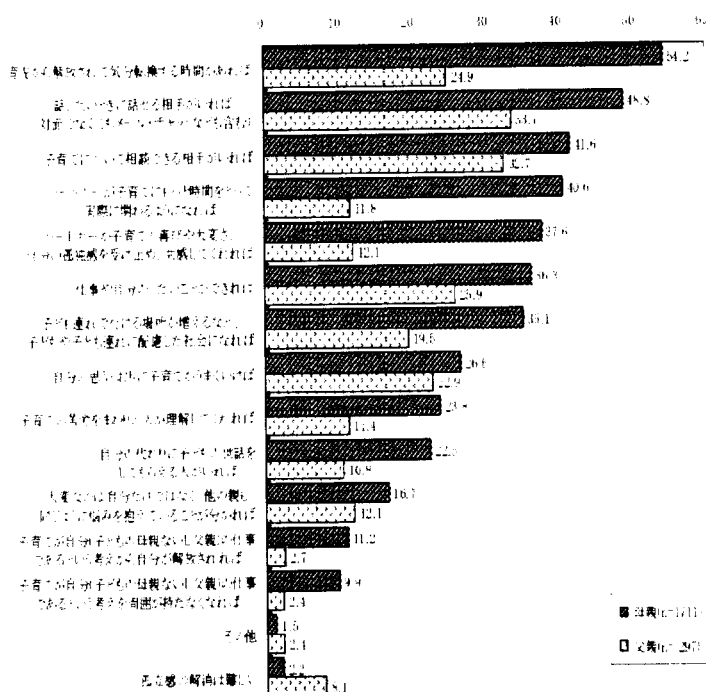
# 子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 29 孤立感を感じることもあるか



図表 242 孤立感を解消するには



(資料)平成18年度 子育てに関する意識調査報告書

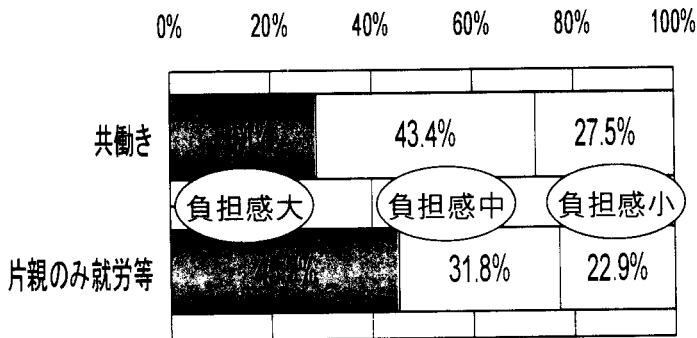
31

# 子育ての負担感

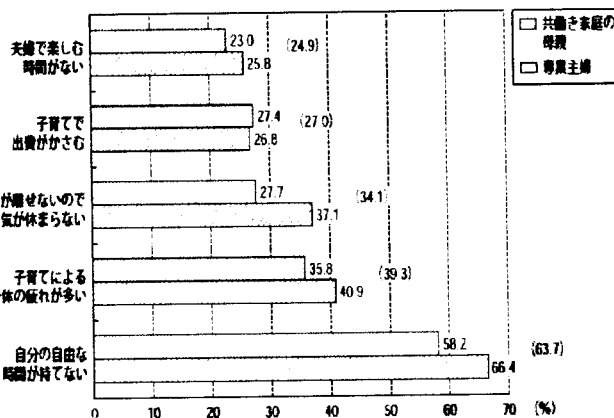
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感



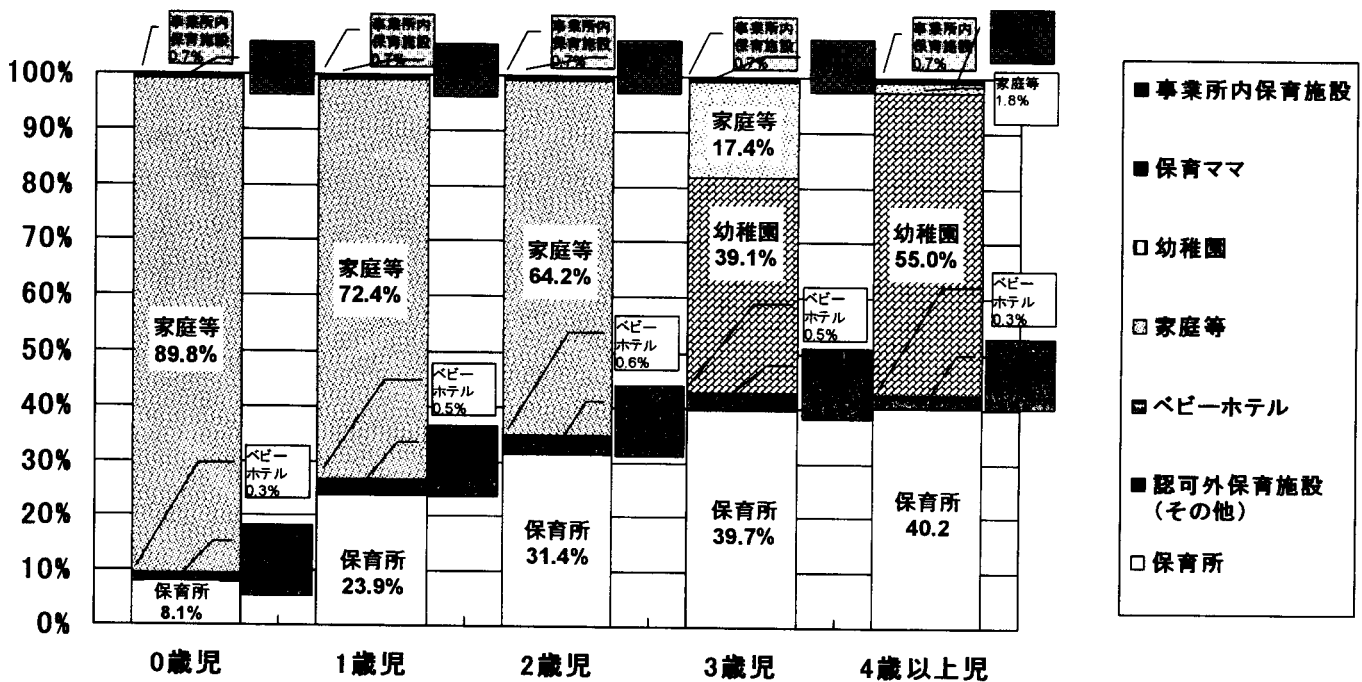
(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)



資料:厚生労働省「第2回21世紀出生世代調査」(2002(平成14)年度)  
注:( )内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数を加重平均したものである。

# 就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数：平成19年人口推計年報【総務省統計局（平成19年10月1日現在）】  
 幼稚園就園児童数：学校基本調査（速報）【文部科学省（平成20年5月1日現在）】  
 保育所利用児童数：福祉行政報告例（概数）【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】  
 認可外保育施設、ベビーホテル：厚生労働省保育課調べ  
 保育ママ、事業所内保育施設：厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値  
 家庭等：就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

## 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
<p>〔地域支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①介護予防事業                      ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)                      2. 任意事業                      ①介護給付費等費用適正化事業                      ②家族介護支援事業                      ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域支援事業の実施に必要な費用について、上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。                      ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>介護予防事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>包括的支援事業・保護事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料                      ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①相談支援事業                      ②コミュニケーション支援事業                      ③日常生活用具給付等事業                      ④移動支援事業                      ⑤地域活動支援センター機能強化事業                      2. 任意事業                      福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域生活支援事業の実施に必要な費用について、一定の算定基準に基づいた額を国が補助。                      具体的には、事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分                      (国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      (※必須事業はなく、すべて任意。)                      ・乳児全戸家庭訪問事業                      ・養育支援家庭訪問事業                      ・ファミリー・サポート・センター事業                      ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)                      ・延長保育促進事業 等                      ・その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</p> <p>(財政支援・財源構成)                      市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。                      具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。                      ※事業毎に一定額が補助される仕組みではない。                      (国：1/2、市町村：1/2)</p>

# 各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所
	支子育て事業	短期入所生活援助事業 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
	夜間養護等事業	夜間養護等(トワイライトステイ)事業 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所

注：市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

35

## 各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」	港区	妊娠時から「かかりつけ保育園」制度、一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組自治体	事業概要
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宮区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)その他、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、運賃あり)。
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育て応援券	杉野区	就学前の子どもがいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宮区、大原市	転居一時金、家賃の差額及び引越費用を助成(条件あり)。
子育て世帯に適した住宅・住環境が이드ライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を業民・事業者にガイドラインとして提示。
子育て支援マンション認定制度	豊田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜府	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転賃支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
運営であえる	北海道	運営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期間付き入居を導入。



## 各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊婦健康診査検診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金を差し引いた金額の助成等。			
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	子ども部会の討論による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
聴覚健診	羽島市 揖保川町 他	新生児聴覚検査費の助成。	みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
プレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	子育てネットの運営・マップづくり	三浦市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
			チャイルドライン		18歳までの子どもがかかる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の確保など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
			父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職場において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
			出合いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出合いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

## 社会保障審議会少子化対策特別部会における検討の状況について

- 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を受け、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的・普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく「新たな制度体系」の検討を進めており、同年の秋以降は、より具体的な議論をしてきていただいています。

- 少子化対策特別部会の会議資料等は

「厚生労働省ホームページ」 <http://www.mhlw.go.jp/>



お知らせ「審議会・研究会等」



社会保障審議会



少子化対策特別部会

に随時、掲載しておりますので、御参照ください。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

少子化対策企画室

電話 03-5253-1111

(内線7944)

